

平成 27 年 5 月 1 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表取締役社長 当麻 茂樹
(コード番号 : 8303 東証第一部)

チューリッヒ生命の平準払いガン保険の取り扱い開始について

～全国の店頭での保障分野の保険商品取り扱い拡充により保険窓販事業を一層強化～

当行は、チューリッヒ生命(正式名称 チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド、東京都中野区、日本における代表者 太田健自)のガン保険「終身ガン治療保険プレミアム(正式名称:無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗がん剤等保障))」の取り扱いを、全国のフィナンシャルセンター(以下、「SFC」とコンサルティングスポット(以下、「CS」)*にて、平成 27 年 5 月 11 日(月)より開始いたします。当行では、これを機に店頭での保障分野の保険の取り扱いを拡充し、保険窓販事業を一層強化いたします。

「終身ガン治療保険プレミアム」は、抗がん剤やホルモン剤治療と放射線治療に対応する保障を主契約とし、手術、入院、先進医療等のガン治療に対応するさまざまな保障を特約として付加いただけます。当商品はガン治療のスタイルが入院治療から通院型治療へ変化・多様化している状況にあわせ、お客さまのニーズに合わせて自由に必要な保障を選択いただける新しい発想のガン保険です。商品の詳細は別添をご参照ください。

当行では、「ふやす」、「のこす」といった個人のお客さまの資産運用ニーズや相続・資産承継などに関するニーズにお応えする商品・サービスの拡充に力を注いでまいりました。当商品の取り扱いを機に、保障分野の保険商品ラインナップを順次拡充し、お客さまの万が一に「そなえる」ニーズへの対応を強化してまいります。当行では、「ためる」、「ふやす」、「のこす」、「そなえる」、「はらう」、「かりる」といったさまざまな場面でのお客さまのニーズに寄り添って対応するため、より多くのお客さまにご利用いただきやすい金融商品・サービスを積極的に提供してまいります。

* 東京 SFC、六本木 SFC、堺東 CS はサービス提供対象外となります。

以 上

(別添)

■「終身ガン治療保険プレミアム」の商品概要(2015年5月1日現在)(新生銀行にての取扱商品)

1.商品名:「終身ガン治療保険プレミアム」

正式名称:無解約払戻金型終身ガン治療保険(抗ガン剤等保障)

2.取扱内容:

契約年齢	満6歳～満80歳
保険期間・保険料払込期間	終身
保険料払込方法	(お支払回数)月払、年払 (お支払方法)口座振替、クレジットカード支払

3.保障内容:

【主契約】

名称	保障内容	
放射線治療給付金	ガンの治療を直接の目的として所定の放射線治療を受けられたとき ＜治療を受けられた月ごとにお支払い＞ ＜回数無制限＞	月額 10万～60万円 (5万円単位)
抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	ガンの治療を直接の目的として入院または通院をされ、公的医療保険制度の給付対象となる所定の抗がん剤またはホルモン剤の投与・処方を受けられたとき ＜投与・処方を受けられた月ごとにお支払い＞ ＜回数無制限＞	

【特約】

名称	保障内容	
ガン診断特約 (ガン診断給付金)	【1回目】 初めてガンと診断確定されたとき 【2回目以降】 前回のガン診断給付金のお支払い事由に該当した日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以降にガンの治療を直接の目的として入院されたとき ＜回数無制限＞	50万～100万円 (10万円単位)
ガン通院特約(Z01) (ガン通院給付金)	ガンの治療を直接の目的として入院をされ、その入院前後の一定期間に入院の原因となったガンの治療を目的として通院されたとき ※入院日の前日からその日を含めて遡及して60日以内の期間の通院 ※退院日の翌日からその日を含めて365日以内の期間の通院(退院後通院期間あたり120日まで)	日額 5,000～3万円 (1,000円単位)
ガン入院特約 (ガン入院給付金)	ガンの治療を直接の目的として入院されたとき ＜回数無制限＞	日額 5,000～3万円 (1,000円単位)
ガン手術特約 (ガン手術給付金)	ガンの治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき ＜回数無制限※＞ ※医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施されても手術料が1回のみ算定されることとなる手術については1回のみ	一回につき 10万～60万円 (5万円単位)

名称	保障内容	
ガン先進医療特約 (Z02) (ガン先進医療給付金/ガン先進医療支援給付金)	【ガン先進医療給付金】 ガンの治療を目的として、所定の先進医療による療養を受けられたとき <回数無制限>	所定の先進医療にかかわる技術料と同額(通算2,000万円限度)
	【ガン先進医療支援給付金】 ガン先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき <同一の先進医療につき1回>	15万円
ガン緩和療養特約 (ガン緩和療養給付金)	ガンを直接の原因として入院または通院をされ、公的医療保険制度の給付対象となる所定のガン性疼痛緩和の所定の治療を受けられたときなど ※疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院 ※緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院 <治療を受けられた月ごとにお支払い> (通算12ヶ月限度)	月額 10万~60万円 (5万円単位)
ガン診断後ストレス疾病特約 (ガン診断後ストレス性疾病給付金)	ガンと診断確定された後、5年以内に所定のストレス性疾病を発病したと診断されたとき ※ストレス性疾病:統合失調症、統合失調症型障害および妄想性障害/気分[感情]障害/神経症性障害/更年期障害/摂食障害/ストレス関連障害および身体表現性障害/非器質性睡眠障害/胃潰瘍/十二指腸潰瘍/潰瘍性大腸炎/過敏性腸症候群 <1回のみ>	5万円/10万円
悪性新生物保険料払込免除特約 (悪性新生物保険料払込免除)	ガン(悪性新生物)と診断確定されたら、以後の保険料の払込みを免除	付加/ 付加しない

生命保険商品について

- 上記は、保険の商品内容のポイントについて説明するものです。詳しくは引受保険会社が作成する商品パンフレットなどをご請求のうえご確認ください。
- 保険商品をご検討いただく際には、金融商品勧誘方針ならびに保険募集指針をご確認ください。
- ご契約前には各商品の【商品説明資料(パンフレット)】【契約概要】【注意喚起情報】を必ずお読みいただき、内容をご確認、ご了承のうえご契約いただきますようお願いいたします。ご契約時には【ご契約のしおり・約款】を必ずご覧ください。
- 当行の担当者(生命保険募集人)はお客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、当行は取引商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- 当商品にご契約いただくか否かが、当行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 当商品は各引受保険会社が引受をする保険商品であり、預金ではなく、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。また、当行による元本および利回りの保証はありません。
- 引受保険会社が破綻した場合、生命保険契約者保護機構及び損害保険契約者保護機構により保護の措置が図られることがあります。この場合でもご契約の際にお約束した保険金額・年金額・給付金額などが削減されることがあります。
- 被保険者さまの健康状態等についての告知が必要な生命保険は引受保険会社の審査の結果、ご契約をお断りする場合があります。
- クーリング・オフ制度(ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。なお、クーリング・オフ期間には一定の制限があります。
- 当行では保険募集に先立ち、当行が知り得たお客さまの非公開情報を利用し募集にあたることについてご同意をいただくことがあります。
- 保険業法上の規制により、お客さまのお勤め先によっては、当行では生命保険をお申し込みいただけない場合があります。
- 詳しくは生命保険販売資格をもった生命保険募集人までご相談ください。
- ご不明の点がある場合は、新生パワーコールや各保険会社のコールセンターまでお問い合わせください